

報告第29号

放棄した債権の報告について

小松島市債権管理条例（平成27年小松島市条例第13号）第14条第1項の規定により、別紙のとおり債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年12月3日報告

小松島市長 中山俊雄

## 放棄した債権の報告について

### 1 債権の名称

(平成6年10月3日付け亡 A 契約) 住宅改修資金貸付金

### 2 主債務者

亡 A 相続人 B

同 相続人 C

### 3 債権の件数及び額

住宅改修資金貸付金1件

未払いの元金827,515円及びこれに係る違約金

### 4 放棄した事由

小松島市債権管理条例第14条第1項第2号及び第4号

(理由)

亡 A の相続人兼連帯保証人である B について、平成30年3月1日付け判決(平成29年6月定例会議 議案第49号可決により訴訟提起)により本市の請求権が認められた債務をすでに弁済しており、請求権が認められなかった債権(再生計画により免責されたと解される債務)について、請求することができない。

亡 A の相続人である C について、平成30年9月27日付け判決(平成30年6月定例会議 議案第47号可決により訴訟提起)による債務名義取得後、強制執行の手続をとったが、回収額で債権額を満たすことができなかった。また、第三者からの情報取得手続により、預貯金の調査を行ったが、強制執行費用を超える財産は見当たらなかった。

連帯保証人 D について、平成30年11月15日付け判決(平成30年6月定例会議 議案第47号可決により訴訟提起)による債務名義を取得し、第三者からの情報取得手続により、預貯金の調査を行ったが、強制執行費用を超える財産は見当たらなかった。

以上のことから、これ以上の債権回収が困難であるため。